

# 広報紙及び町ホームページに広告を掲載しませんか

自主財源の確保と地域経済の活性化を図るため「広報さつま」（部数10,000部前後、毎月第1木曜日発行）及び町ホームページに有料広告を掲載することになりました。また、併せて掲載する広告を募集します。

## ○掲載できるもの

広報さつま及び町ホームページの公共性を損なわないもの

## ○掲載できないもの

- ・法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- ・公序良俗に反するおそれがあるもの
- ・政治的活動又は宗教活動に関するもの
- ・特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- ・児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- ・本町又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているものと誤解を招くおそれがあるもの
- ・町税を滞納している者の広告
- ・総合的に判断して適当でないもの

## ○掲載箇所

### ・広報紙

「広報さつま」のくらしの情報のページ下1段（2枠）に掲載します。なお、印刷は2色刷り（黒・青）です。

### ・ホームページ

町ホームページ（行政サイト）、てんがらなび（住民交流サイト）

## ○広告掲載料

広報さつま 1枠・・・1万円（縦6.0cm×横8.5cm）

町ホームページ（行政サイト） 1月 8,000円

てんがらなび（住民交流サイト）1月 5,000円

## ○申請者の資格

町内に住所又は事業所がある個人・団体（町ホームページの広告については、町内に限りません。）

## ○申込方法

原稿は、掲載希望者が作成してください。割付は、町が行います。広告の原稿は、掲載希望広報紙発行日（毎月第1週の木曜日）の1ヶ月前までに申込書（企画広報課にあります）を持参の上、企画広報課広報統計係まで申し込んでください。ホームページについては、総務課情報システム係までお問い合わせください。

町は、提出された広告案の内容を審査し、広報紙への掲載可否をお知らせします。審査に合格した広告が応募件数を越えたときは、抽選により決定します。広告掲載申込書及び留意事項、広報さつま有料広告掲載取扱要項は、町ホームページからダウンロードできます。

■さつま町ホームページ <http://www.satsuma-net.jp/> 【問い合わせ先】さつま町役場 電話53-1111

企画広報課広報統計係（内線2223）

総務課情報システム係（内線2413）

## がんばれ 認定農業者!! シリーズ⑧

### ◎ さつま町柏原

### 福永 充 さん



福永さんは、サラリーマンを1年間された後、父の家業である畜産業を継ぐため、畜産講習所で勉強され、24歳の時、就農されました。

平成13年には、有限会社 福永畜産の代表取締役となり、父から経営を引き継がれました。現在は、生産牛35頭、肥育牛420頭を飼養されています。

手間暇かけて育てた牛は、郡や県の枝肉共進会で、A-5等級に格付けされ、数々の賞を受賞するなど、関係者からも高い評価を受けています。

安全・安心はもとより、愛情たっぷりに育てた自慢の牛は、東京食肉市場や鹿児島市の企業へ出荷されます。また、宮之城屋地にある焼き肉専門店「一福」へも提供するなど地産地消にも取り組んでおられます。

福永さんは「平成20年を目標に、肥育牛を800頭まで増やし、基盤づくりに努めていきたい。畜産農家も、高齢化が進み、自然と町内の牛も減少していくでしょう。地域の農業を支えていくためにも、将来を見通した経営を行っていきたい」と話されました。